平成２５年（フ）第１０２１号
千葉市若葉区大宮町3783番地１
債務者　秋元　信仁
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４６号
千葉県市原市郡本３丁目136番地　コスモスハウス105、住民票上の住所千葉県市原市郡本３丁目136番地　コスモスハウス202
債務者　舘　勝吉郎
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０４９号
千葉県市原市有秋台西２丁目１番地１　大惣マンション１―51
債務者　藤谷三千代
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０６６号
千葉県船橋市海神町南１―1646―１　コスモ西船橋Ⅱ608、住民票上の住所千葉県船橋市本郷町530番地１　ライネスハイム西船橋502号
債務者　石川　建司
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０７６号
千葉県八千代市勝田台６丁目12番地17　伊藤コーポ101号
債務者　井上　光江
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０８１号
千葉市若葉区千城台東２丁目22番10号　レジェンド千城102号
債務者　大竹　正行
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１０９８号
千葉市花見川区こてはし台４丁目17番18号
債務者　斎藤　公俊
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１００号
千葉市稲毛区小深町62―１　ゴールドサポート小深108―３、住民票上の住所千葉市中央区今井町1284番地９
債務者　後村　幸男
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第１１０７号
千葉県船橋市海神２丁目２番15号　ステュディオ海神103号
債務者　竹越　幸子
１　決定年月日時　平成25年12月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２５年（フ）第２２４９号
名古屋市名東区猪子石３丁目212番地　第３名正ハイツ１―Ｅ
債務者　湊　　美鈴
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第２３号
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字小匠867番地
債務者　野良　　清（旧姓榎本）
１　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
和歌山地方裁判所新宮支部

平成２５年（フ）第１９９号
岡山県井原市上出部町617番地３
債務者　甲斐　通展
１　決定年月日時　平成25年12月25日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第２３４号
岡山県井原市井原町454番地
債務者　前田　　實
１　決定年月日時　平成25年12月25日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２５年（フ）第５７３号
川崎市幸区河原町１番地　河原町団地４―210
債務者　千葉　京子
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月17日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月18日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２５年（フ）第２２６８号
神奈川県大和市福田７丁目６番地１　ニューライフ山下Ａ―406
債務者　小林　隆一
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２２７４号
横浜市旭区二俣川２―25　桐生恵美子方、住民票上の住所東京都多摩市永山４丁目２番地５―704
債務者　村上　吉男
１　決定年月日時　平成25年12月24日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成26年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成26年２月19日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部